

平成31年4月1日より

新生児聴覚検査の費用を公費負担します！

(耳の聞こえの検査)

生まれつき耳の聞こえにくさ(先天性難聴)がある赤ちゃんは、およそ1,000人に1~2人いるといわれています。聞こえにくさがあっても、早期に発見され、早い時期から療育等の支援を受けることで、たくさんのことばを習得することができ、コミュニケーションがスムーズにできるようになります。

福岡市では、耳の聞こえの検査(新生児聴覚検査)について、助成を開始します。赤ちゃんの健やかなことばの発達への第一歩。必ず検査を受けましょう！

◆対象となる方◆

平成31年4月1日以降に生まれた赤ちゃんで、赤ちゃんのお母さんまたは赤ちゃんの住民票が福岡市内にある方(他の自治体で助成を受けた場合は対象となりません)。

◆対象となる検査◆

AABR検査(自動聴性脳幹反応検査)

OAE検査(耳音響放射検査)

※公費で受検できるのは上記検査のうち、いずれか1回(初回検査)です。

※保険診療にかかる費用は対象外です。

※厚生労働省は生後3日目頃の検査を推奨しています。

(生後90日までに受けた検査が公費負担の対象になります)

検査は寝ながら
できるから安心♪



◆検査の受け方◆

産科医療機関等で検査の説明を受け、検査を受けてください。

その後、医師より検査の結果について説明があります。

◆助成方法◆

1 福岡市内の実施医療機関で検査を受ける場合

検査を実施する福岡市内の実施医療機関で「新生児聴覚検査助成券」をお渡しします。

※令和元年7月1日以降に妊娠届出をされた方には、区健康課で交付する母子健康手帳に助成券が添付されています。

2 市外など実施医療機関以外で検査を受ける場合(日本国内の医療機関に限る)

一旦、自己負担いただいた後、助成(償還払い)の手続きを行って下さい。

(裏面「償還払いの手続きについて」をご覧ください)。

<お問合せ先> 各区保健福祉センター健康課(裏面をご覧ください)

または、福岡市こども未来局こども部こども発達支援課

電話:092-711-4178 FAX:092-733-5534

Mail:hattatsushien.CB@city.fukuoka.lg.jp

<償還払いの手続きについて>

表面の「対象となる方」で、福岡市外の医療機関等で新生児聴覚検査を受け、その費用を自己負担された方は、申請を行うことで助成（償還払い）を受けることができます。お住まいの区の保健福祉センター健康課にて、お手続きください。

<助成上限額> AABR 検査（自動聴性脳幹反応検査） 5,000 円
OAE 検査（耳音響放射検査） 3,000 円

<申 請 先> お住まいの区の保健福祉センター健康課（下記参照）

<必要書類等>

- ①福岡市新生児聴覚検査助成金交付申請書(請求書) ※
- ②新生児聴覚検査の費用が分かる領収書（検査日、検査名、医療機関の名称、証明印、金額が記載されているもの）。もしくは、新生児聴覚検査の費用を領収したことがわかる証明書※（保護者氏名、対象の赤ちゃんの氏名、検査日、検査名、医療機関の名称、証明印、金額を記載）でも可。
- ③振込先口座の通帳のコピー（預金名義人等が確認できるページ）
- ④使用できなかった本市助成券の料金請求用ページ（令和元年7月以降に母子健康手帳の交付を受けた方のみ）
- ⑤印鑑（認印）
- ⑥母子健康手帳

※の様式は福岡市のHPからもダウンロードできます（証明書は別途様式も可）。

<申 請 期 限>

検査を受けた日から6か月後の月末まで

（令和元年6月末日までに母子健康手帳の交付を受けた方は、検査を受けた日から12か月後の月末まで申請できます）

<申請及び問い合わせ先>

担当課	住 所	電話番号	FAX 番号
東区保健福祉センター健康課	東区箱崎 2-54-27	645-1077	651-3844
博多区保健福祉センター健康課	博多区博多駅前 2-19-24	419-1095	441-0057
中央区保健福祉センター健康課	中央区舞鶴 2-5-1 6F	761-7338	734-1690
南区保健福祉センター健康課	南区塩原 3-25-3	559-5119	541-9914
城南区保健福祉センター健康課	城南区烏飼 5-2-25	844-1071	822-5844
早良区保健福祉センター健康課	早良区百道 1-18-18	851-6622	822-5733
西区保健福祉センター健康課	西区内浜 1-4-7	895-7055	891-9894